

平成26年第2回土別市議会定例会会議録（第3号）

平成26年6月19日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 2時24分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	遠山昭二君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	国忠崇史君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	鈴木久典君	市民部長	大崎良夫君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	佐々木勲君

市立病院 事務局 長	三好信之君
---------------	-------

教育委員会長 五十嵐 紀子 君 教育委員会長 安川 登志男 君

教育委員会長
生涯学習部 菅井 勉 君

農業委員会長
会長職務代理者 飛世 薫 君 農業委員会長
事務局局長 小ヶ島 清一 君

監査委員 吉田 博行 君 監査委員事務局
監査課 局長 穴田 義文 君

事務局出席者

議会事務局長 石川 敏 君 議会事務局
総務課 局長 浅利 知充 君

議会事務局
総務課 主任 前畑 美香 君 議会事務局
総務課 主任 榎木 孝士 君

(午前10時00分開議)

○議長（丹 正臣君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（丹 正臣君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（石川 敏君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（丹 正臣君） ここで、副議長と交代いたします。

○副議長（谷口隆徳君） おはようございます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

4番 村上緑一議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） おはようございます。

きょうは、2日目の一般質問のトップバッターとして大変光栄であります。市民の声を市政にと、新たな気持ちでこの場に立たせていただいております。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

まちづくり、人づくりについてですが、皆様も新聞報道で見られると思いますが、民間有識者でつくる日本創成会議の発表によれば、道北33市町村の女性20歳から39歳の人口が2040年には半減すると示され、現状のままでは厳しい未来が待っているとの報道がありました。人口減社会に向かう地域の形をどう考えればよいのか、今抱えている最大の共通課題です。大切なことは、人口減社会に向けて地域全体に魅力ある雇用を、この産業が創出することだと思います。産業の創出する重要なことは、何が必要かについては自治体自身が考える機能を取り戻すことだと考えます。

私たちが使う必需品のうち、外から安易に買ってくるもの、地域資源をもとに創意工夫を凝らして自前で生産する。ここに雇用が生まれ、近隣に連携する地域構造をつくることだと思います。このことが地産地消につながり、地域活性化の基本になると考えます。

士別市では、東西に58キロメートル、南北に42キロメートル、行政面積は1,119.29平方キロメートル、その約74%が山林です。木質資源の活用も検討してはどうでしょうか。市長のお考えをお聞きしたいと思っております。

次に、協働のまちづくり推進事業について質問します。

平成16年から、市民と行政が協働しながら活力ある地域社会を目指すことを目的としてスタートしました。この事業の今までの活動を見ると、九十九山参道入り口の雑木を伐採、桜の木を植樹し、市民の憩いの場を整備、また、歩くスキーコースを整備し、一般開放して市民の健

康増進を図るなど、ほかにも通学する児童等に対する交通事故や防犯の啓発看板を設置するなど、たくさんの事業を行っていることは、私もまちづくり、地域づくりに一スタッフとして30年間にわたり携わってきた一人として、大変よい事業だと思います。

今年度からの支援内容が変わったとお聞きしていますが、支援の変更内容と現在までの申し込み件数などをお聞かせください。

続きまして、まちづくり、人づくりへの案。

士別を見つめ直し、関連機関との協力タッグで取り組み、農・商・工連携でつながる新しい経済の活性化を目指すということを基本に、今、行政ではさまざまな取り組みが日々行われております。市政は、市民のため市民が創ると市長も掲げております。

政治家は一般大衆の声を聞きなさい。一方では、大衆迎合にはなってはいけないという言葉があります。今までもそうであったように、今後も大切なのは、物事に携わる人材をつくり育てることが大切だと考えます。便利さが新たな努力を麻痺させる、そこで私の提案は、市職員二、三年目の方々を対象に、現場に行き、現物に触れて、現実を知るとの考え方から、一定期間、農業、商業、工業の方々の協力を得ながら研修体験させてはどうでしょうか。

市長もご存じだと思いますが、国家公務員のキャリアの方に、入所二、三年目で約1カ月間地方に研修させ、実態社会の仕事を体で体験させております。実際、士別市にも文部科学省の女性キャリアの方が研修に来られたり、また、市内の数軒の酪農家にも1カ月間住み込んで、農水省のキャリアの方が研修・体験をして帰られました。現在も交流があるとのこと。まさに国が実践していることを士別市でも採用してはどうか、そのことが若い職員の今後の行政に携わる上で大きな糧になると私は期待します。ぜひとも実現させていただきたいのですが、市長の答弁をお願いします。

以上です。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

村上議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から過疎状況と今後の対策及びまちづくり、人づくりへの案について答弁申し上げます。協働のまちづくり推進事業については総務部長から答弁申し上げます。

初めに、人口流出による過疎状況と今後の対策についてであります。

現在、我が国の人口動態は地方から大都市への人口流出、いわゆる東京一極集中の流れとなっており、本市においても他の地方都市と同様、残念ながら人口減少と少子高齢化が進んでいます。このような状況の中、本市ではトヨタ自動車などの誘致企業の規模拡大や試験内容の充実を初め、企業立地促進条例に基づいて、新たな立地企業及び地元企業の支援、育成など、定住人口に影響の大きい雇用の場の確保、拡大に努めています。

また、安心して子育てできる環境や地域特性を生かした農業・農村づくり、更には市民の主體的なまちづくりへの参加・参画による地域力の発揮など、幅広い施策を通してまちづくりを

進めているところであり、一人一人が生き生きと生活できる元気なまちをつくることが定住促進につながるものと考えております。

特に私の2期目のマニフェストでも示しているように、子育てや健康長寿に力を注ぐ一方で、ラブ土別・バイ土別運動の推進や農業・商業・工業・消費者が連携した6次産業化による地域産業の活性化など、地域資源を生かした取り組みを主要施策に位置づけているところです。更には、サフォークランド土別や自動車等試験研究のまち、合宿の里づくりを積極的に推進することで交流人口の拡大に努めており、特に本年は合宿の里ステップアッププランや天塩岳・天塩川魅力発信などの新たな施策にも取り組んでいます。

先般、民間有識者等を構成員とする日本創成会議の人口減少問題検討分科会において、このまま地方から大都市への人口流出が続いた場合、2040年における本市の人口が1万2,000人を割るとの衝撃的な推計が示されましたが、このような状況に至らないようにするためにも、将来を見据えたまちづくりに意を新たにしているところであります。

そこで、村上議員御提言のありました木質資源の活用についてであります。

議員お話しのように、本市では行政面積の約74%が森林となっており、国有林は地域管理経営計画、道有林や市有林、私有林などは森林経営計画に基づき木材が生産されています。これらは板や柱として使用される一般材のほか、腐食や曲がりのあるものはチップ材として活用されています。近年、再生可能エネルギーの一つとして木質バイオマスが注目されており、枝や端材、抜根などの未利用林地残材を収集、チップ化し、発電や暖房などの燃料として利用することへの期待が高まっているところであり、本市においても朝日地域交流施設和が舎でチップボイラーを導入しています。更に、肉用牛の肥育農家や酪農家においては、牛の敷料としておがくずを使用しており、市内の木工場だけでは確保できないため、道内の大規模木工場から調達している現状にありますが、近年の木材産業の低迷と畜産農家の規模拡大等により、更なる供給不足が懸念されています。

こうしたことから、未利用林地残材や間伐材等を原料にチップやおがくずを製造している先進自治体での事例や、国の補助制度なども調査した上で、本市における事業化の可能性について今後研究してまいります。

次に、市職員の人材育成の観点から、経験年数の少ない職員を対象に一定期間の体験研修を実施してはとの御提言がありました。これまで職員の人材育成については、職務遂行に必要な知識や技能の習得と向上を図ることを目的にさまざまな職員研修を実施してきており、その中で老人福祉施設や廃棄物最終処分場での現場体験研修を実施しています。

また、平成21年度から民間企業などを経験した社会人を対象とする職員採用試験を実施し、これまで10人を採用し、即戦力として民間企業で培った知識や視点、発想力を発揮してもらう中で、他の職員にもよい影響を与えていると考えています。

このほか、土別青年会議所に2名を派遣する中で、異業種の方との連携を目的とした研修の実施や、職員が個人としてサフォーク研究会を初め青年自主企画事業「S e i n e n . c o m

(セイネンドットコム)」や羊まつり実行委員会などさまざまな活動に参加し、市内の異業種の同世代の方との交流を図っているところでもあります。

更には、今年度の新たな試みとして、30歳代までの職員を対象とし、グループワークによってまちを元気にするための政策の形成を目的とした政策研究・提案研修を実施しています。この研修の一環として、今後は若手農業者グループやボランティア団体などの方々を初め、今年度から開催するまちづくり塾との連携を図りながら、意見交換を進め、政策への反映を目指すなど、よりよい研修にしたいと考えているところでもあります。

このように現段階では市民とともに汗を流し、それを市政の中に生かすことを目的とした研修が中心となっていますが、議員からお話のありました、現物に触れ、現実を知る体験は貴重な体験であることから、今後、研修のあり方を研究し、よりよい人材育成に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。(降壇)

○副議長(谷口隆徳君) 鈴木総務部長。

○総務部長(鈴木久典君)(登壇) 私から、協働のまちづくり推進事業についてお答えします。

この制度は、合併前の平成16年度に創設し、この10年間では合計14団体、21件の利用があり、支援額の総額は約190万円となりました。毎年1件から4件程度の利用で推移している中で、地域政策懇談会などでも利用拡大に努めてきましたが、昨年度においては申し込みがありませんでした。

こうした現状を踏まえるとともに、まちづくり基本条例の基本原則である市民自治の実現のためにも、市民の皆さんが主体となった協働のまちづくりを進めていくことが極めて重要であることから、本制度についてもより効果的で利用しやすくなるよう見直しを行ったところです。

見直しの内容としては、対象事業については新たな取り組みに限ることなく、市民への広がりが期待できる公益的な活動としたほか、対象者についても市内で働く方や学ぶ方、市内で社会的活動を行う方々も含めるものとししました。また、支援額についても対象経費の2分の1以内から4分の3以内に拡大し、報償費と合わせて、これまでの10万円から30万円に上限額を引き上げたところです。更に、支援の期間についても、支援開始から3年間であったところを5年に延長しました。

見直し後の制度について広報やホームページ等で周知を行った結果、本年は市民の皆さんからの問い合わせも多く、小学校の校庭整備や児童公園の遊具塗装、国道沿線のコスモスの植栽など、既に6件の申し込みが寄せられており、今年度新たに設置した審査委員会において、これらの採択や支援額について検討しているところです。今後も市民の皆さんの主体的なまちづくりへの参加・参画を図り、協働のまちづくりの推進に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。(降壇)

○副議長(谷口隆徳君) 村上議員。

○4番(村上緑一君)(登壇) それでは、次の質問に入ります。

教育問題の質問に入ります。

廃校跡地について。

学校の統合による閉校になった校舎の利用については、平成25年第2回定例会において松ヶ平議員より利用法、維持管理について質問がなされておりますが、私自身、平成12年度から分館主事、分館長などを携わって地域のコミュニティーを回り、生涯学習の場としても活動してきたことを踏まえ、質問します。

これまでの分館の各種事業の中で、校舎の掃除、校舎周りのグラウンドの草刈りなど環境整備を、農作業等で多忙の中、地域の人たちに手伝ってもらいながら行ってまいりました。過疎化による人口の減少や高齢化により、環境整備や維持管理が今後難しくなることと思います。

各地においても分館として校舎を利用しているところも同じ課題を抱えていると思いますが、そこでお尋ねします。

現在、利用している校舎の維持管理について、もう一点は、統合により閉校になっている校舎、また今後閉校になる校舎の利用法についてお願いします。

続きまして、全国学力テストでの学力低下と公表についてお伺いします。

教育を考えると、前提として子供たちが学校教育を通して、優しさを備え、地域に貢献でき、社会に出ても自分自身で豊かで幸せな社会生活が送れるような子供たちを育てるために、今それぞれに携わっている関係者が一丸となり、現実を把握し、いろいろな施策を行っていくことが重要だと考えます。

教育問題について価値観と情報が多様化している社会の中で、自分自身で物事を判断できるようになるためにも、基礎・基本である読み・書き・計算の原点に立ち返る教育は必要だと私は考えます。現在、学力低下による教育の危機は深刻であり、一種の社会問題化しました。学力とは何か、教育とは何か、そして確かな学力の向上、豊かな感性を育む教育と道徳教育の充実を進めていかななくてはならないと思います。

北海道教育委員会は、2014年度までに全国学力テストを全国平均以上に上げるという目標設定を表明し、加え、2017年度には全教育局で全国平均を上回るという目標を掲げているところであります。教育委員会制度の見直し、教育環境の整備など創意工夫を凝らし、さまざまな取り組みが展開されております。そこで、市教育委員会ではどのような施策を講じているのか、お聞かせください。

また、全国学力テストについてですが、2007年度、43年ぶりに復活しました。北海道は10年度までの4年間、ほとんどの教科で40番台でありました。道内35市の平均もほとんどの教科で全国平均を下回り続けている状況です。北海道教育委員会は、全国学力テストの公表については文部科学省の実施要項の趣旨を踏まえながら、市町村の状況を把握できる公表の仕方を検討されていると思います。ある県などでは、教育委員会が市町村別の平均正答率を公表していますが、現実を理解するということを踏まえ、説明、公表についてはどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思ひます。

続きまして、道徳教育の進め方について。

文部科学省は、今年4月15日、全小中学校に新年度配布した新しい教材「私たちの道徳」の活用を呼びかける異例の通知を出しました。教材が教室に置きっぱなしにされ、授業でも余り使われていないようです。教材の大きな特徴は、この本の使い方として授業だけではなく友達や家族、地域の人たちと話し合う際にも使うように明記してあるようです。小学生低・中・高学年用、中学生用、この4種類と現在作成中の教員向け解説書、合わせて6億円が投じられています。私が思う道徳とは正解がない科目だと思いますが、自分で考え判断し行動できる人間を育てる、これも一つの道徳だと思います。来年度からの道徳が教科になると予定されているようですが、前段の「私たちの道徳」の活用法の仕方と今後の進め方について答弁をお願いしたいと思います。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 村上議員の御質問にお答えいたします。

最初に、廃校跡地についての御質問にお答えいたします。

まず、学校の統合により閉校となった校舎を分館としている施設の維持管理について、議員御自身の体験を踏まえた御質問がありました。旧校舎を活用している分館地区では、人口の減少や高齢化が進んでおり、農作業等で多忙の中、地域住民の方々に協力を得ながら分館の環境整備や維持管理を行っていくことが難しくなっているとの御指摘であります。

現在、閉校となった校舎を活用し、公民館の分館活動を行っている施設は、上士別公民館の兼内分館、温根別公民館の白山分館と北温分館、朝日公民館の三栄分館の4分館があります。そこで、これら分館の維持管理につきましては、これまでは一定の予算措置を行う中で、住民の方々に施設の維持管理を担っていただいていたところではありますが、引き続き地域に根差した分館活動がなされるよう、施設の維持管理について住民の方々と協議をし、検討してまいりたいと考えております。

次に、統合により閉校となった校舎、または今後閉校になる校舎の利用方法についてのお尋ねであります。

これまで閉校になった校舎については、地域の要望により自治会の活動場所や公民館分館として、事故等が生じないよう建物の保全管理を行い、地域の方々に活用していただいております。また、昨年閉校となった校舎は、下士別小学校、武徳小学校、中多寄小学校の3校ですが、旧中多寄小学校については現在の耐震基準に適合した建物であるため、次の活用方策について検討を進めているところであり、旧下士別小学校と旧武徳小学校の校舎については現段階では利活用の具体的な計画はありません。今後閉校となる校舎については、建物の状況を踏まえた上で地域の方々の御意見も伺いながら、その活用方法について検討してまいりたいと考えております。なお、廃校となり老朽化した校舎については、市所有の老朽建築物として、今後解体計画を含めた中で総合的に検討を進めてまいります。

次に、全国学力テストの結果公表についてお答えいたします。

村上議員のお話しのとおり、全国学力テストにおける北海道全体の平均正答率は全国平均を

下回っており、平成25年度の結果では、小学生で全国45位、中学生では全国38位という結果がありました。北海道教育委員会では、2014年度までに全国学力テストを全国平均以上にすると目標を掲げてきましたが、目標の達成は困難な状況にあると言わざるを得ず、目標の期限を3年間延長する考えのようであります。

本市におきましては、北海道教育委員会と連携し、チャレンジテストの活用や学力向上のための関連事業に教員を派遣したり、子供の理解度により指導を行う習熟度別の授業や、複数の教員が指導に当たるチームティーチングを実施しているところであります。しかし、全国学力・学習状況調査の目的は、子供の学力や学習状況を把握するためのものであり、決して順位づけをし、都道府県や市町村ごとの競争を行うためのものではありません。調査の結果から明らかになるのは学力の1分野についてであり、この結果を改善するために引き続き分析を行い、学力向上策の強化につなげてまいりたいと考えております。

そこで、今後の全国学力・学習状況調査の結果の公表についてであります。教育委員会といたしましては、士別市の平均正答率を公表し市町村ごとの順位を把握することが、現実を理解するということではないと考えておりますので、平成25年第4回定例会において小池議員にお答えしたとおり、これまでどおり学校名及び士別市全体の結果を公表する考えはございません。しかし、調査の結果から子供に必要なと考えられる事柄等については、保護者に対し情報提供してまいりたいと考えております。

次に、道德教育の進め方についてお答えいたします。

お尋ねのありました教材「私たちの道德」の活用につきましては、文部科学省から活用を呼びかける通知がありましたが、各学校におきましては、現在まで「心のノート」や各種の小説やエッセイ、啓発ビデオやテレビ番組、劇映画などさまざまな教材を工夫して道德の時間を組み立てておりますので、「私たちの道德」についてもこれら教材の一つとして活用してまいります。

道德につきましては、正解がない科目だという議員のお話にもありましたように、道德の答えは1つではなく、子供の置かれている環境によっても捉え方はさまざまに異なってくるというデリケートな分野だと存じております。児童・生徒に物事のよしあしの判断や社会の規範、人を思いやる心などを身につけさせることは極めて重要であります。それらは教室での授業だけでなく読書体験や映像体験、あるいは実際生活の中でのさまざまな体験を通して身につけていくものであると考えております。

以上のようなことを含め、学習結果に対する評価が極めて難しいものは教科とすべきでないとの理由で、私は道德の教科化については反対であります。しかし、児童・生徒の道德心、規範意識などが薄らいできていることは問題だと考えておりますので、児童・生徒の心を育むため、家庭の教育力、そして地域の教育力を高めていくことに力点を置いた施策の検討に努めてまいりたいと存じております。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） 再質問であります。

今、教育長が言われた道徳のあり方、大変わかりました。また、学校教育でこの教材を含めて、その中で生徒たちと勉強しているということを特に言っていただいたので、それは納得しますけれども、今、道徳が教科には反対だという意見がありました。私より本当に大先輩である教育長は、やはり社会教育の中でも教員の中でもそういうことを詳しいと思いますけれども、どういう意見で反対なのか、ちょっと詳しく御説明いただければと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 再質問にお答えいたします。

道徳教育の部分について、その教科化には反対であるというのは、今御答弁申し上げましたように、村上議員のお話にもありましたとおり、道徳には正解がないということで、今は道徳の時間として取り進めておりますけれども、これが教科となると、そこを先生方が採点をし、評価しなければならないと。正解がない分野について一体どのような形で評価をするのかということで、評価ができないものは教科としてなじまないというのが主な理由であります。

しかし、道徳の時間で今取り進められている中の一部分の、例えば当然人間として持たなければならない規範意識だとか、あるいは法律を守らなければならないよということだとか、あるいは生活をしていく上で、当然公共の建物を汚してはならないだとかというモラルの部分だとか、そういったはっきりとしたことについては、教室の中で授業としてしっかりと展開はしていけるというふうに思っております。

しかし、今、「私たちの道徳」副読本に込められていることは、こういう行いを今まで行動した人たちは偉い人ですというふうなことになってくると、それぞれの子供たちの内面の中での倫理観だとかということになると、それは評価が難しいということで、当然国民として、市民として守らなければならない規範やモラルや道徳についてはしっかりと授業の中で、道徳の時間の中で展開はできるけれども、そうではない内面のモラルのところまで踏み込んで、それを評価するという道徳のあり方、道徳の教科化には無理があるということで反対でございます。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 村上議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） 次に、農業問題の質問に入ります。

今年は春先から天候不順の中、雪害でハウス等の倒壊があり、ついこの前は異常とも思われる猛暑に見舞われ、その後、恵みの雨と思いましたが、長雨により農作業がおくれ、また、長期予報ではエルニーニョ現象による冷夏と言われております。農作物の生育には心配なところもありますが、これからの天候に期待をしたいと思います。

それでは、農業者人口の推移と担い手対策について伺います。

今年5月に農水省が、農林漁業に従事する人の割合が高い市町村ほど人口減少率が高くなり、

就業人口の10%以上を占める農業が盛んな地域では、30年後の人口が現在の7割弱に落ち込むと推測、経営体力のある担い手の確保を急がなければ農業生産の弱体化や農村地域が崩壊すると発表がありました。私も農業に携わっている一人として、農村部の人口減少と過疎化の進行には目をみはるものがあります。市でも農業人口推移を把握していると思いますが、市の就業人口は何%ぐらいでしょうか。

J A資料での農家戸数は農協合併当初、平成16年、土別地区では723戸、多寄地区では223戸、朝日地区では140戸、合計1,086戸ありました。それが平成25年には、土別地区では519戸、多寄地区では166戸、朝日地区では111戸、合計796戸。この10年間で290戸の農家が減少しました。300戸近い農家がやめたことについてはまことに残念なことであります。今後、もっときめ細かな政策を打っていかねばならないと思います。

市では担い手対策を行っていますが、その中で新規参入者、新規就農者に対して支援制度の説明をいただきたい。

また、前段の話にありました農水省の農村地域の推移に対して、市も危機感を持ち、即急な対策として考えていることはありませんか。

農業が基幹産業の土別としては、常に施策の見直しを行い、J Aとタッグを組み、より効果的な事業の推進を図っていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

農業者の動向を把握するためにも、国の分類の仕方である主業農家や準主業農家、副業的農家、自給的農家に基づいて、市の農業者人口を調査し作成してはどうでしょうか、伺います。

続きまして、エゾシカ等の野生有害獣の処理施設について質問します。

有害鳥獣による農林業の被害が急増している中、エゾシカによる農林業の被害のうち、99%が農業被害であり、加え、エゾシカの侵入、飛び出しによる交通事故が近年多発しております。こういった農業被害対策のため、市では中山間事業での電牧の助成、エゾシカ捕獲奨励金の交付、免許取得の助成などを講じて、農業者のハンター及びわなによる捕獲技術の向上に力を入れていると思います。今後ともより一層総合的な対策を考えていただきたいと思います。

処理施設のことでありますが、現在は一般廃棄物として学田最終処分場で処分されていますが、新たな環境センターでの場所では処分できないとお聞きしています。有害鳥獣の処理施設の検討をしていることと思いますが、あと2年以内に施設を建てなければ処分に問題が生じ、農林業への被害の拡大につながりかねないと思います。今後の野生有害獣の処理施設の計画を教えてください。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君）（登壇） ただいまの質問にお答えいたします。

本市は、恵まれた土地資源を生かし、大規模で専門的な経営体を主体とする農業が展開され、今日まで食料供給基地として良質な農畜産物を安定的に供給しており、食料自給率の向上に大きく貢献してきましたが、農業従事者の高齢化と後継者不足、このことに伴う農村コミュニティー機能や農村の活力が低下しつつあるなど、農業・農村を取り巻く環境は年々変化しており

ます。

まず、農家戸数と農業者人口についてであります。

士別市の農家戸数は、昭和29年の旧士別市では3,637戸、旧朝日町では昭和35年の482戸をピークに、生産調整を初めとする農業情勢の変革等により減少が続いております。また、農林業センサス調査における農家戸数は、平成17年の合併時には912戸、5年後の22年には141戸減の771戸となっており、また、国勢調査における農業就業者は、平成22年調査では1,937人で、総人口に占める割合は8.9%、就業人口に占める割合は18.7%であります。

次に、農業者の動向を把握するため、国の4分類、主業農家、準主業農家、副業的農家、自給農家に分類した調査についてのお尋ねであります。

国においては5年に一度、農林業センサス調査を実施しており、市ではその調査結果を各種農業施策への参考としており、お話しの主業農家を初め準主業農家等、本市の傾向といたしましては、平成12年、17年、22年の調査ともに主業農家の占める割合は72%前後であり、準主業農家は7%前後、副業的農家は21%前後であり、農家戸数が減少する中であっても農家形態に大きな変化は見られません。今後とも農林業センサス調査のデータを活用するとともに、農業委員会で実施しております農業経営意向調査も活用し、動向の把握に努めてまいります。

次に、農業担い手対策であります。本市のみならず、農家戸数が減少することにより、農村におけるコミュニティの崩壊が懸念されており、本市では農業・農村担い手支援規則に基づき、新規就農者等の確保対策を講じてきました。

主な支援内容と実績といたしましては、就農研修者が研修を行う場合、6カ月を限度に就農研修期間助成事業による助成をし、平成23年度、24年度は各2件、25年度は1件でした。また、新規就農者や新規就農者を後継者とする農業者が農地等の集積を行った場合、5カ年を限度に新規就農者規模拡大支援助成事業による助成、あるいは利子助成を行い、23年度では47件、24年度で37件、25年度では31件であり、このほかにも新規参入者経営安定化助成事業等の事業も実施しております。国においても、経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援する青年就農給付金（経営開始型）を創設し、本市においても3名が対象とされております。これらの事業を活用し、平成21年から5カ年で新規就農者30名と新規参入者9名が新たな農業者の担い手として活躍されております。

次に、先月、農林水産省が示した平成25年度食料・農業・農村の動向の中で、30年後の将来人口の推計をもとに、農林業従事者割合が高い市町村では人口減少率が大きくなる傾向にあると推測し、長きにわたって培われてきた農業生産活動や共同活動が弱体化し、地域資源の荒廃や定住基盤の崩壊が懸念されることから、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮の必要性を提起したものであります。

本市は農業を基幹産業としておりますだけに、村上議員お話しのように、将来の人口減少社会を見据えた取り組みが不可欠であります。昨日の大西議員にもお答えしたように、本市の農業・農村は開拓以来、先人たちのたゆみない努力により、さまざまな農業情勢の変化に対応し

ながら、経営規模の拡大や生産基盤の整備、更には機械化などが進められ、水稻、畑作・野菜、酪農・畜産の3部門がともに均衡ある発展を遂げ、北海道でも有数の食料供給基地として発展してきました。また、本年は農地中間管理機構や日本型直接支払制度の創設、経営所得安定対策や水田フル活用とコメ政策の大幅な見直しなど、国の農業政策の大転換期を迎えております。

こうした中で本市農業を持続的に発展させるためにも、士別市農業・農村活性化条例を基本に、昨年策定した第2期士別市農業・農村活性化計画に基づく対策と農業・農村の振興が重要であり、このため農業の原点であります土づくり・人づくりと農業所得の向上に向けての収量アップに加え、農村部の人口が減少している現状を踏まえ、活力ある農村づくりに向けた取り組みを念頭に置き、施策を講じていく考えであります。

現在、上士別地区では国営農地再編整備事業が施行されており、これまでの個別経営から持続可能な集落営農への移行や水田圃場の大区画にあわせ、地域農業者によるIT農業への取り組み、更にファームコントラクターの新設や若手グループによる6次産業化に向けた取り組みといった新たな動きもありますので、市もこうした活動を支えながら、農協を初め関係機関や団体との連携を更に強化し、足腰の強い農業・農村を目指してまいりたいと考えております。

次に、エゾシカ等の野生有害鳥獣の処理施設についてであります。

全道的にエゾシカ等の有害鳥獣による農林業への被害が深刻化、広域化する中、本市においても有害鳥獣被害の防止を目的に、農業者やJA北ひびき、猟友会士別支部などで組織する士別市有害鳥獣被害防止対策協議会を平成22年1月に設立し、捕獲及び被害防止対策の検討、更には情報の収集、共有化などを行っております。この間、農業被害の最も多いエゾシカについては、猟友会会員の御協力をいただき、平成23年度では1,655頭、24年度では1,867頭、25年度では1,370頭を捕獲し、農作物被害の軽減に努めております。

鳥獣による被害は営農意欲の減退や耕作放棄地の増加等をもたらす、被害額として数字にあらわれる以上に深刻な影響を及ぼすものでありますので、今後においても中山間事業による電気牧柵の設置、更には市の捕獲奨励金やわな免許の取得などの各種助成制度による総合的な対策を継続していく考えであります。

次に、こうして捕獲したエゾシカ等の有害鳥獣の処理施設についてであります。

村上議員お話しのように、平成29年度より稼働予定の環境センターはエゾシカなどの有機性廃棄物は埋立処分できない施設でありますことから、エゾシカなどの死亡鳥獣を処理するための新たな対策が必要となっております。これまで市内の経済部、市民部、朝日総合支所の関係職員において、食肉加工処理や山裾に埋設している富良野市、焼却方式を用いている名寄市及び和寒町、更には発酵菌により減容化している枝幸町などの状況を視察し、これらの処理方法についてメリット、あるいはデメリットの比較検討を重ねているところであります。

まず、食肉として加工処理するためには、捕獲後30分以内に加工施設に搬入しなければならないことや、加工業者や販路の確保などの問題がありますし、捕獲した山林や農地に埋設する場合については捕獲場所から移動して埋設することは法律で禁止されており、地先の農業者や

地域の方々の協力と適正な埋設処理が不可欠であります。仮に埋設が浅い場合はヒグマなどによる掘り起こしも心配され、このほか用水路への転落や自動車などとの衝突などで死亡したエゾシカなどは処理ができないことから、他の処理方法が必要となります。

また、焼却については、施設の建設費に加え、焼却に伴う燃料費などの維持管理が多額となり、減容化については、施設の建設費や維持管理費は低額であります。臭気や汚水等の発生と分解を終えた処理残渣は環境センターでの埋立処分ができないことから、市外での処分先の確保と別途処理費用の負担も必要となります。更に、地先埋設以外では1日に処理する頭数が限られていることから、駆除した個体を一時的に保管する冷凍施設も必要となるなど、それぞれの処分方法にはさまざまな課題があります。

こうしたことから、いずれの処理方法においても処理施設が必要となりますので、まずは比較検討を進めた中から、環境面や衛生面などと建設費用や維持管理費なども考慮し、猟友会や地域の方々から御理解が得られる処分方法を速やかに決定し、電気や水道、道路などのインフラの整備状況なども踏まえ、複数の候補地の中から選定した上で、建設予定地を決定してまいりたいと考えております。

今後の工程といたしましては、27年度に建設予定地の測量及び地質調査と施設の実施設計を行い、28年度に建設し、試運転後の29年4月から供用開始することとし、エゾシカ等の有害鳥獣の処理に支障を来さないよう鋭意作業を進めてまいります。

以上申し上げまして、答弁といたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○副議長（谷口隆徳君） 6番 谷 守議員。

○6番（谷 守君）（登壇） 私も、この4月の選挙で初当選させていただきまして、初めての議会一般質問であります。大変身の引き締まる思いで登壇させていただいております。また、これからの4年間、士別市議会議員としてしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、平成26年度第2回定例会に当たりまして、通告に従い一括方式にて一般質問させていただきます。

まず初めに、人口減少問題についてであります。

これは、1点目、人口減少の歯どめ策としてどのようなものがあるか、2点目、士別市総合計画の中で施策として取り上げている移住・定住の促進の状況についてという質問の趣旨でありましたが、前者についてはさきの村上議員の質問、後者につきましては先日の松ヶ平議員の質問と重なりましたので、そしてそれについての回答についてもほぼ理解ができましたので、この質問については割愛させていただきたいと思っておりますが、せっかくでありますから、一言だけ自分の思いを述べさせていただきたいと思っております。

この人口減少の問題、先ごろ民間有識者らのつくる日本創成会議の人口減少問題検討分科会

が、このまま人口減少が続けば将来的に消滅する自治体があるという警鐘を發しました。士別市は辛うじて消滅自治体には入っておりませんが、自治体がなくなるということは行政サービスが受けられなくなるということであり、市民にとっては極めて深刻な問題であり、将来も市民が安心して行政サービスを受けられる仕組みを構築することが、政治の最重要テーマだと考えます。

移住・定住施策についても、体験移住にて定住に結びついた事例が1件ほどあるという報告でありました。先日の新聞の中では、日高の浦河町ではこの体験移住の政策を真剣に取り組んでいるようでありまして、2005年から2013年までの8年間で47件の95人が町内に完全移住したということでありました。このように成功事例もあることから、我が市においても一層の努力を期待いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

2点目は、地域包括ケアシステムの構築についてであります。

戦後のベビーブームに生まれた団塊の世代が75歳以上となる、2025年以降は未曾有の超高齢化社会を迎えます。厚生労働省によると、65歳以上の高齢者は2025年には3,675万人、2042年には3,878万人に達すると予想されております。加えて、全世帯に占める高齢者のみの世帯、単独世帯と夫婦のみの世帯の割合は、10年の20%から約26%になると予想されています。そして、日常的に介護が必要な認知症高齢者も280万人から480万人に達すると見られています。しかも、この高齢者のみの世帯は社会から孤立しがちなため、認知症など病気の早期発見、ケアのおくれも懸念されています。

ところで、2025年の士別市の高齢者の人口比率は、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、65歳以上は42.3%、75歳以上では26.8%の推計でありました。12年には2.4人で1人の高齢者を支えていた時代が、50年にはほぼ1人で1人の高齢者を支える肩車型の超高齢化社会へ移行すると予想される一方で、厚生労働省の調査では介護を受けながらも自宅で暮らしたいと望む高齢者は74%に達しています。増加する一方の社会保障費、不足する介護の担い手という超高齢社会にあって、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活を続けられるケアシステムの構築が必要となっています。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活を送れるよう、一体的に医療や介護などの支援サービスを受けられるシステムを整備していくことであり、国会でも審議が進んでいます。これは、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援の5つの要素が一体的に提供される必要があります。

具体的には、まず高齢者のプライバシーと尊厳が守られた住まいが基盤となります。そして、心や体の能力の低下や経済、家族関係の変化があっても住みなれた地域で暮らし続けられるよう、NPOや自治会が中心となった食事サービス、声かけや見守り活動、運動や福祉サービスの生活支援、介護支援が図られることが必要です。更に、介護や医療などのサービスが必要となったとき、こうしたサービスがおおむね30分以内の地域で受けられるよう、医療・福祉施設や環境が日常生活ゾーン、中学校区を単位に整備されていきます。この地域包括ケアシステム

は、高齢化の速度、家族構成などが地域によって異なることから、地域の特性に応じておおむね2025年をめどに整備されることを目標としています。

国会でも、現在、地域包括ケアシステムを構築するために、医療・介護総合確保推進法案が提出されている状況です。差し迫った超高齢社会に備える待ったなしの改革であり、あらゆる取り組みを連動させながら、今後、士別市においても総合的に進めていかなければならないと思います。

さて、士別市においては、やさしいまちの実現に向けて、健康長寿日本一を目指して、今年度より健康長寿推進室を設置し、それに向けた取り組みが種々されているところであります。この地域包括ケアシステムの構築も自治体がしっかりと実態把握と課題分析を行わないと成り立たないものと思えます。

現在、既に取り組んでいる施策等もあるかと思いますが、一体的に整備していくということですから、今後、地域包括ケアシステム推進室の設置等も考慮して取り組んでいくべきと考えますが、どうでしょうか。

あわせて、この分野は今後、多種多様に展開していくと思いますので、短期間でこのシステムを支える行政の職員がかわらないよう、腰を据えてやれるように専門的に行える人材を育成、配置して取り組むべきと考えますが、どうでしょうか。

私は商売上、毎年何人もの高齢者の方から、子供の住む旭川、札幌に移転するため住宅売却の相談を受けます。理由のほとんどが将来の不安からであります。住みなれた地域、自宅で最後まで暮らしたいと思う高齢者は前述したとおり74%、4人に3人の方がそう思っています。この地域包括ケアシステムを今後より充実させることにより、幾らかでも人口流出の歯どめ、空き家対策の改善につながるものと考え、この構築を切に望むところであり、この質問を終わります。

次に、3点目は、期日前投票制度についてであります。

期日前投票制度は、周知のとおり選挙の期日、いわゆる投票日に投票できない有権者が、公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日までの期間に、選挙人名簿に登録されている市区町村と同じ市区町村において投票することができる制度であります。2003年の公職選挙法改正により、これまでの不在者投票制度のうち、選挙人名簿に登録されている市町村と同じ市町村において有権者が投票する場合について、要件を緩和する形で新しく設けられたものであります。投票の手续として通常の投票との違いは、宣誓書を提出しなければならない点であります。選挙期日に投票できない見込みであることを、レジャー・観光・買い物などの曖昧、簡単な理由でよいことになっています。

今回の質問は、この宣誓書の提出を廃止、もしくは簡素化できないのかというものであります。公職選挙法ではこの宣誓書を書面で提出しなければならないとなっておりますから、廃止することは無理としても簡素化できないかということでもあります。この問題、多くの方から相談を受け、今回取り上げさせていただきました。

簡素化の方法としては、1つには、投票はがき自体にあらかじめ宣誓書を記したものを印刷して作成する。期日前投票をする際には宣誓書のついた投票はがきに理由をつけ、そのまま持ち込んで投票を行うという方法が考えられます。この方法により、今まで宣誓書の説明のみで人員を1名配置していたものも効率化できるものと考えますが、どうでしょうか、お答えいただきたいと思います。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 谷議員の御質問にお答えします。

最初に、私から地域包括ケアシステムの構築について答弁申し上げ、期日前投票制度については選挙管理委員会から答弁申し上げます。

1点目の人口減少問題の通告がございましたが、先ほど村上議員、そして昨日の松ヶ平議員の答弁について御理解をされたということで取り下げられました。しかし、その中でも御意見がございましたわけでありまして、私は既に答弁を行っているわけでありましてけれども、この人口減少問題というのは、確かに人口過疎、これは大変な問題なんでありまして、それよりも大変なのはまちづくりを行う人材過疎、人材がいなくなることのほうがやっぱり大変であるということで、先ほどの答弁で申し上げたとおり、しっかりした人材をやっぱり行政もそうでありまして、市民の中につくり上げていく。行政は究極の目的は人材育成だと思っておりますので、そういうことも含めながら総合計画、そして私のマニフェストに掲げてございます、やさしいまち、たくましいまち、あたらしいまちそれぞれの項目全てが人口・人材過疎につながらないための項目でございますので、そういったものを議会とも真剣に協議をしながら具体的に進めてまいりたい、こう考えているところであります。

そこで、地域包括ケアシステムの構築の関係であります。我が国全体が本格的な少子高齢・人口減少社会を迎えている中で、団塊の世代が75歳を迎える2025年をめぐり、高齢者の方々が介護が必要な状態になっても住みなれた地域で暮らしていけるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築が必要となっており、関連法案である医療・介護総合確保推進法が今国会で審議され、昨日参議院本会議で可決成立したところであります。

本市におきましても、地域包括ケアシステムを含むさまざまな高齢者施策を総合的に推進するため、本年4月に行政組織の見直しを行い、介護保険課、地域包括支援センター、保健福祉センターを包括する健康長寿推進室を設置し、職員には社会福祉士、介護支援専門員、保健師、管理栄養士、精神保健福祉士、理学療法士等の専門職を配置し、保健・医療・介護・福祉の連携を図りながら各種施策を進めているところであります。

そこで、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けた現在の取り組みについてですが、高齢者への見守りや声かけ事業としての配食サービスや、自治会や民生委員などの協力による福祉パトロールを実施しているほか、介護予防事業として、いきいきデイサービス、サフォークジムやサフォーク元気クラブなどを実施しています。また、本年度の新規事業として、4つ

の自治会に御協力をお願いし、高齢者が地域の中で気軽に集まれる仲間づくりの場、いわゆる地域サロンづくりをモデル的に進めているほか、認知症施策として認知症の総合相談を受け付ける認知症専門相談事業をコスモス苑内で開設し、認知症の方やその家族がともに集いながら情報交換などができる認知症カフェを、中央通沿いの三愛会総合福祉センター内に設置し、介護者の負担軽減を図っているところであります。更に、平成27年度から平成29年度までを期間とする第6期介護保険事業計画、高齢者福祉計画の策定作業も進めているところであります。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、高度急性期から在宅医療、そして介護に至るまで一連のサービスを地域において総合的に提供できる体制を構築することが必要と考えています。そのため、次年度から保健師の地区担当制を導入し、地域に密着した保健指導を行う中で、地域の実態把握と課題の分析を行うとともに、将来を見据えた医療や介護のあり方について、市立病院を初め介護サービス事業者等の関係機関、更には地域医療を担っていただいている開業医会や歯科医師会、そして薬剤師会の方々との連携を深めながら、本市における地域包括ケアシステムの実現を目指してまいります。

谷議員お話しにありました専門職を配置した地域包括ケアシステム推進室の設置につきましては、先ほど申し上げたとおり、本年4月に設置した健康長寿推進室を地域包括ケアシステム構築に向けた拠点と位置づけており、今後更に専門職員の育成にも努めながら鋭意取り組みを進めてまいり所存であります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 鈴木選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（鈴木久典君）（登壇） 私から、期日前投票制度についてお答えします。

期日前投票制度は、不在者投票の要件を緩和し、選挙日当日にレジャーなどで投票に行けない場合であっても簡易な手続により事前に投票ができるよう、有権者の利便性の向上を目的として、平成15年6月の公職選挙法の改正により創設されたものであります。制度創設直後となる平成16年7月11日執行の参議院議員通常選挙では、土別市においては1,268人、朝日町においても236人、合計で1,504人が期日前投票を行ったところであり、本年4月13日執行の市議会議員選挙では、全投票者の12.2%に当たる1,736の方が期日前投票を行っており、本制度を利用する有権者が増加し、投票率の向上に一定の役割を果たしているものであります。

期日前投票は、選挙期日における投票と同様に、直接投票箱に票を入れることが可能ですが、投票に当たっては選挙期日の当日、職務や冠婚葬祭、区域外への旅行などの公職選挙法に定める事由に該当する旨を申し立て、かつその申し立てが真実であることを誓う旨の宣誓書の提出が公職選挙法の規定により義務づけられており、本市選挙管理委員会の判断で廃止することはできないものであります。

一方、手続の簡素化についてであります。谷議員お話しのとおり、選挙人に郵送している投票所整理券の裏面のスペースを利用し、あらかじめ宣誓書の様式を印刷する方法は大変有効

であり、道内では24市で実施しているところでもあります。また、宣誓書の様式をホームページに掲載し、御自宅で記載し持参することができるようにすることも方法の一つであると考えられます。

現時点においては、本市の投票所整理券は1枚のはがきで同じ世帯の2名分の氏名を印刷し、切り離してそれぞれの整理券としていることから、裏面にあいたスペースはなく、1人につき1枚を印刷するためのレイアウトの変更には、選挙システムの改修費や郵便料などの新たな費用負担が生じることから、他の自治体での実施例を参考に費用を初め、その効果などを検討してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 谷議員。

○6番（谷 守君） 終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（谷口隆徳君） 2番 喜多武彦議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） 第2回定例会に当たり、私も通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本市が掲げる子育て日本一のもと、数多くの事業が現在取り組まれております。そのことに対して私自身も大変な関心を寄せているところです。

そこで、今回はまず1つ、子どもに対する土曜日の事業についてお伺いをしたいと思います。

平成14年の完全学校週5日制の実施で、子供たちが休みとなった土曜日は、家庭、学校、地域の三者が連携して役割分担をしながら、社会全体で子供を育てるという基本理念のもと実施されてきました。以来、10年以上が経過をして完全学校週5日制は定着し、子供たちの土曜日は保護者と過ごす家庭の時間、学習や自己研さんのための習い事、体力向上や協力することを学ぶスポーツ少年団活動や部活動、あるいは士別市においては子供たち自身による子ども会活動などに参加をしながら、多くの子供たちは有意義に過ごしていると思っております。

しかし、昨年、平成25年に文部科学省が実施した全国学力・学習状況調査においては、北海道の子供たちの集計が北海道教育委員会のホームページに掲載されておりますが、子供たちに学習習慣や生活習慣の設問をしたところ、土曜日の過ごし方に対する質問がありました。細かくデータを見ると、少し気になる結果が出ておりました。小学6年生を対象としたその中の質問で、土曜日の午前は何をして過ごしていることが多いですかとの問いに、学習塾など学校や家庭以外の場所での勉強という回答が2.1%、習い事やスポーツ、地域の活動への参加という回答が23.7%、自宅で読書や勉強をしているという回答が15.3%、家族と過ごしているという回答が15.4%、このような結果が出ており、完全学校週5日制の中で有意義に過ごしているだろうという子供が大体56%強というふうになっておりました。しかし、この質問で最も多かった回答は、自宅でテレビやビデオ・DVDを見たりゲームをしたりしているという回答が27%もありました。これは全国集計の22%を大きく上回っている現状となっております。

私は、決してこの結果が全て悪いとは思いませんが、一部の子供たちが余り有意義な土曜日

の過ごし方をしているとは思えません。一部の地域では学校の再開ということをややうたい出しているところもありますが、文部科学省ではこの子供たちの過ごし方に着目をしながら、土曜日の教育活動の支援策を進めていると伺っております。

土別市としても、これまで子供が参加できる社会教育事業を土曜日に実施したりするなどの対策をしていると思いますが、調査結果を踏まえながら、新たな事業展開や対策について必要であると考えますが、いかがでしょうか。

先日、土曜日でしたか、新聞記事で、しべつ土曜子ども文化村の開校と既に授業、茶道体験のことが掲載をされておりました。それがこの対策に当たる事業なのかをお聞かせいただき、また今後の予定、展望についてもお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(降壇)

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 喜多議員の御質問にお答えいたします。

まず、全国学力・学習状況調査の結果を受け、子育て日本一を目指す本市にとってその結果をどのように受けとめているのかとお尋ねでありました。

国が完全学校週5日制を実施した際には、学校が休みとなった子供たちの土曜日は家庭での交流の時間、地域活動などで有意義に過ごすことを目的としておりましたが、喜多議員お話しのとおり、一部の子供がそのような過ごし方をすることができなかったことは残念な結果であると思っております。

私は、マニフェストに子育て日本一を掲げ、これまで子どもの権利条例の制定、こども夢トークや子ども議会の開催、小学生以下の医療費と中学生の入院医療費の無料化、あけぼの子どもセンターの建設、また、市長特別事業としてふるさと給食の実施、友好都市みよし市との交流研修、チャレンジスクール事業など、積極的に施策を推進してまいりました。しかし、喜多議員お話しのとおり、子供の生活習慣に対する課題も見えていることから、子育て日本一の実現を目指すため、引き続き学校、家庭、地域と行政も連携を強め、対策を講じてまいりたいと存じます。

次に、しべつ土曜子ども文化村の目的、内容についてであります。この事業は、子供たちの土曜日に有意義な活動を提供するという大きな目的のもと、子供たちが触れる機会の少なくなった文化活動の機会の提供を中心として実施いたしているところであります。6月14日に開催した第1回目は、小学4年生から小学6年生15名が茶道を体験することによって、日本文化やおもてなしの心を学んだところでありますが、今後においても和太鼓や詩吟体験など、さまざまな文化活動を通じた有意義な土曜日の過ごし方の場として、年10回実施してまいりたいと考えています。

最後に、この事業に地域住民のかかわりという御提案であります。まさに先日実施した茶道体験に4名の市民の方がその指導者として御協力をいただいております。今後においても議員御提案のとおり、この事業には最大限地域住民の参画のもと、地域社会全体で子供たちを

育むという考えのもと実施してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君） 御答弁をいただきましてありがとうございます。

要望でありますけれども、子供の事業にかかわらず、スポーツに関する支援事業については結果や成績が出やすくわかりやすく捉えがちなんですけれども、非常に文化の面に関しましては、結果、成績がなかなかわかりづらく感じますのが現状だと思いますので、より一層の多くの方々の支援をいただきながら、この活動といいますか事業を進めていただきたいと思いますし、またサークルメイトを利用していただきながら、地域に伝わる伝統芸能の継承をぜひ進めていただくことが大事ではないかなということを思いながら、要望にかえさせていただきます。ありがとうございました。

（登壇） それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目は、児童・生徒の体験的な学習活動についてお伺いをしたいと思います。

現代の子供たちは、将来に向けての学ぶことへの関心や意欲が低下傾向にあると指摘をされております。その要因として、子供たちの生活がゲームやテレビなどによる疑似体験が多くなったことにより、直接的な社会体験が不足していると言われております。そのため、新しい学習指導要領では子供の生きる力をより一層育むため、自然体験や社会体験の充実が明記されていることから、子供たちにとって直接的な体験活動は重要な位置づけであります。

そこで、まず最初に、児童・生徒の職場見学、職場体験についてお聞きいたします。

学校では、児童・生徒にその直接的な社会体験活動を提供するため、キャリア教育の推進の中から職場見学、職場体験を行っております。私の職場でもその受け入れを行っていますが、その学習活動は児童・生徒にとって将来社会人として生きていくために大変意義の深いものになると考えております。しかし、授業を組む側の教員は特に新たに受け入れを依頼する事業所を選定する際に苦慮することがあるとお聞きをしております。教員が職場見学や職場体験の実施を計画する際は、教員自身が市内事業所を幅広く知っている必要があると思いますが、日ごろから多忙な中で多くの事業所の情報を集めるのは難しいという現状にあります。また、学校の教員は転勤もあることから、勤務年数が浅い方は特に苦慮しているのではないのでしょうか。

先日、新聞報道により、関係団体の協力によって職場体験受け入れ先の一覧表を作成し、学校に提供することが掲載されました。その取り組みについては趣旨を大変理解するところではありますが、一覧を学校に提供するだけではなかなか取り組みにくいのではないかと思いますので、学校がより使いやすい資料とするために、教育委員会ではどのような対策を考えているか、お考えをお聞かせください。

また、次に体験学習活動に関連してのことですが、来年度から小学校において実施を予定している農業学習についてお聞きします。

この農業学習は、士別市の基幹産業である農業について直接的な体験を通して学ぶことによ

り、働くことの意義や生き方について学ぶとともに、豊かな心や社会性の育成にもつながると考えているところです。

余談になりますが、一部の小学校では既にいろいろな農業体験をされていて、秋には収穫祭を行い、家庭、学校、地域の方々が参加をして収穫祭を楽しみ、食しながら、また子供たちの体験を話し合いながら、発表しながらというのを拝見しております。非常に生き生きとした姿を来年からもまた見られるのではないかとこのように期待もしております。

戻します。本年度は学校教員のプロジェクトメンバーによる農業学習の検討が始まっていると思いますが、現在の進捗状況と今後の予定についてお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 菅井生涯学習部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君）（登壇） 私から、児童・生徒の職場体験、職場見学についてお答えいたします。

キャリア教育推進の観点から、児童・生徒は職場体験、職場見学として公共施設、保育園、食品販売店、宿泊施設など、さまざまな事業所で貴重な社会体験を受けているところでございます。この体験は、児童・生徒が直接働く人と接することで、その職種のやりがいや労苦、技術や技能に触れることにより勤労観や職業観が育成され、自己の将来に夢や希望を描き、学ぶことの意義を理解し、主体的に進路を選択、決定する意志や意欲などを培うことができる教育活動でありますので、大変重要な学習であると認識しております。

現在、職場体験の受け入れ事業所の一覧表を作成するため、商工会議所や建設協会の協力を得ながら、情報収集を行っているところでございますので、集約でき次第、各学校への情報提供を行ってまいりたいと考えておりますが、喜多議員御提案のとおり、この一覧表については単に学校に配布するだけではなく、学校教員と社会教育関係職員で構成する学社融合推進委員会での活用方法の説明と周知を図ってまいります。

学校における地域の教育力の活用や地域体験学習につきましては、昨年度まで多寄中学校にモデル事業として北海道教育委員会からコーディネーターが配置されておりましたが、本年度は配置されておられませんので、その役割については社会教育課職員が行い、学校と地域、学校と事業所の橋渡しに積極的にかかわっていくとともに、今後、職場体験、職場見学に対する取り組みについて運営上、問題があれば積極的に改善を図り、次年度以降に結びつけていきたいと存じます。

次に、農業学習の取り組みについてであります。

農業学習は、小学3年生から6年生までが総合的な学習の時間において、農業について体験を通して学習し、豊かな心や社会性、主体性を身につけ、地域を理解し愛し、発展を願う子供の育成を目指すものであります。農業学習の実施は、来年度からの実施を予定しており、今年度においては市内の小中学校教諭9名によるプロジェクトチームを立ち上げ、教育課程などの作成に取り組んでいるところであります。また、4月末には農業学習を先進的に取り組んでいる

福島県喜多方市にプロジェクトチームを派遣し、学校での取り組みや地域の協力体制などを視察、研修してまいりました。更に、7月には教育委員が喜多方市を訪問し、農業学習の教育的意義、地域とのかかわりなどを具体的に視察する予定であります。

現在の進捗状況といたしましては、農業学習の事業に関する教育課程の編成と学習資料を作成している段階でありまして、今後は農作物を栽培する圃場の確保と、種まきや栽培などを専門的に指導していただく支援員を地域の方々に担っていただくことなどを検討してまいります。

農業は命を育む大切さ、環境とのかかわり、働くことの意義などを学ぶ教育的効果があり、この農業学習を通して児童・生徒に生きる力をより一層育んでまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君） 以上をもちまして、私の2つの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（谷口隆徳君） まだ一般質問は続いておりますけれども、一旦休憩をし、昼食を挟んで、1時半から再開をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（午前 11時42分休憩）

（午後 1時30分再開）

○副議長（谷口隆徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番 十河剛志議員。

○11番（十河剛志君）（登壇） 平成26年第2回定例会に当たり、通告に従い一般質問を一括にて行います。

最初に、予防接種について質問いたします。

今年は春から税と社会保障の一体改革に伴い、医療、介護分野について重点的に取り上げられており、難病法案や児童福祉法改正案などで多くの疾病の医療費助成が拡大され、現行の難病56疾患、約78万人から300疾患の約150万人に拡大される見通しで、小児慢性特定疾患も514疾患の約11万人から約600疾患の約15万人に拡大される見通しとなったことは大変喜ばしいことですが、難病と言われる疾患は500から600疾患あるとされており、半分程度しか認定されていないのが状況です。できるだけ早い時期に、難病と言われる全ての患者が安心して治療を受けられるような体制にしていきたいと熱望するところであります。

1つ目に、子宮頸がんワクチンについてお聞きいたします。

昨年、平成24年度決算審査のときにもお聞きいたしましたが、子宮頸がんワクチン接種につきまして、平成25年6月に厚生労働省は接種勧奨を一時中止していますが、その後接種状況はどのようになっているのかお聞かせください。

また、ワクチンを接種された方から副反応と見られる症状ほどの程度いるのか、改めてお聞かせください。

美唄市では市独自で、過去に子宮頸がんワクチンを1回でも接種した618人に対して、調査用紙を郵送し、接種後に体調変化があった場合、症状があらわれた時期、期間、その内容などを尋ねており、美唄市の保健福祉部は調査結果を受けて、症状が継続している場合には後日連絡をとり、相談などで対応しています。

昨年の予防接種法の改正では、副反応報告制度も法律上、位置づけられております。士別市は大きな副反応も出ていないと聞いておりますが、子宮頸がんワクチン接種者に対する対応をどのように考えているのかお聞かせください。

厚生労働省は、予防接種法の施行令を改正し、今年10月より水痘（水ぼうそう）の小児用ワクチンと高齢者を対象とした成人用肺炎球菌ワクチンの2種類を、自治体が行う定期予防接種に加えるという報道がありました。

水痘は、水痘帯状疱疹ウイルスによって引き起こされる感染力の強い病気で、5歳までに80%の子供がかかると言われ、発症すると発熱、全身に発疹が出るのが特徴です。欧米の多くの国では定期接種化されており、定期接種化されていない日本では厚生労働省によると、患者は乳幼児を中心に年間100万人が感染し、約4,000人が入院、20人ほどが亡くなっております。水痘ワクチンの定期接種化により、発症を80%から85%、重症化はほぼ100%防げると期待されております。

肺炎球菌は、免疫の働きが十分でない乳幼児や高齢者にさまざまな病気を引き起こします。肺炎球菌によって起こる主な病気は、肺炎、気管支炎など呼吸器感染症や副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎、菌血症などがあります。本来であれば菌が検出されない場所、血液や脳脊髄液などから検出される病態、髄膜炎や菌血症などを特に侵襲性肺炎球菌感染症と呼びます。

侵襲性肺炎球菌感染症は、5歳以下の乳幼児と65歳以上の高齢者に多く発症することが知られています。また、細菌による感染症はペニシリンなどの抗生物質により治療しますが、近年は抗生物質が効かない薬剤耐性菌が増えているため、治療が困難になっているという問題があります。

そこで、ワクチンにより病気をあらかじめ予防することが、以前にも増して大切になってきています。現在、肺炎球菌感染症を予防するワクチンとしては、2歳以上で肺炎球菌疾患にかかるリスクが高い人及び高齢者を対象とした23価肺炎球菌多糖体ワクチンと、2カ月から6歳未満の小児を対象とした13価肺炎球菌結合型ワクチンの2つがあり、今回、成人用肺炎球菌ワクチンが定期接種化されていますが、一部自己負担があると聞いています。自己負担の金額はどのくらいで設定するお考えなのかお聞かせください。

また、対象が士別市は成人用肺炎球菌ワクチンの助成を、名寄市や留萌市のようにしていなかったため、65歳以上でワクチンを受けていない方が多いと推測されますが、どのように接種していくのか、お考えをお聞かせください。

厚生労働省健康局結核感染症課予防接種室のワクチン接種する年齢コホート別の費用対効果の資料によりますと、保健医療費支払者の視点で分析した場合、どの年齢コホートにおいて費用低減効果が見込まれるのか調査した資料があります。65歳で予防接種の増分費用145億円に対し肺炎球菌感染症罹患費用の減少額が4,900億円、75歳では増分費用110億円に対して減少額4,200億円となっており、結果、医療費の抑制にもつながると考えます。

健康長寿日本一を取り組む牧野市政において、高齢者の生命を守ることができます成人用肺炎球菌ワクチンを多くの高齢者に対して接種していただけるような制度にしていきたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に、成人の風疹予防ワクチンについて質問いたします。

昨年、平成24年度決算審査で風疹予防ワクチンの助成を要望し、今年4月から実施していただき、関係各所の皆様には感謝申し上げます。

私は、子供を産むことを希望する相手がないので接種はしていませんが、安心して子供を産むためにも風疹予防ワクチンは必要だと考えますので、風疹にかかったことのない人や妊娠を予定している方やその配偶者にはぜひ受けていただきたいと思います。

4月からの接種状況と周知はどのようにしたのか、お知らせください。

次に、予防接種制度についてであります。我が国では予防接種の副反応により健康被害の問題を背景に、予防接種行政に慎重な対応が求められた経緯から、いわゆるワクチンギャップの問題が生じています。広く接種を促進していくことが望ましいとされている7つの疾病のうち、平成25年度からヒブ感染症、子供の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症の3疾病が定期接種となり、今年も10月から水痘、成人の肺炎球菌感染症が定期接種化され、それら以外のおたふく風邪、B型肝炎と最近新たに検討がされているロタウイルス感染症の定期接種化に向けては、ワクチンの供給、予防接種の実施体制の確保及び必要となる財源の捻出方法を検討し、関係機関の理解のもと、副反応も含めた予防接種施策に対して必要な措置を講じていくとしています。

士別市として、定期接種化されていない3ワクチンに対するワクチンの必要性を周知することも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。また、一部助成を考えてはいないのかお聞きいたします。

予防接種については以上で終わります。

2項目めの空き家バンク制度について通告しておりましたが、昨日の松ヶ平議員の質問と内容が重なるため、2項目めの空き家バンク制度については質問は取り下げます。

続きまして、3項目めの親子が楽しめる場所についての質問に入ります。

私は小さい子供がないので、気がつかなかったことなのですが、小さいお子さんがいる多くの父兄から子供と楽しめる場所、また安心して子供を遊ばせることができる場所をつくってほしいと多くの方に要望され、今回の質問となりました。

話を聞きますと、士別市内には子供と楽しめる場所がないとのことで、旭川のカムイの杜や

西興部の木夢、名寄のサンピラーパーク、剣淵の絵本の里などに連れて行くとお聞きいたしました。どの施設も室内で遊ばせることができる施設であり、ゴールデンウィーク期間中などは雨や雪などの心配がされるため、天候に左右されない屋内施設がある場所が人気ではないかと考えます。

士別市にも、つくも水郷公園や羊と雲の丘など、親子で楽しめる場所はあるとは思いますが。そこで、昨年1年間の入り込み数とゴールデンウィーク期間中の入り込み数をお聞かせください。

旭川のカムイの杜など、昨年1年間の入り込み数とゴールデンウィークの入り込み数を調べていただいたところ、旭川のカムイの杜にあるわくわくエッグは、昨年1年間で10万9,970人、ゴールデンウィーク期間中では6,189人でした。西興部の木夢は、昨年1年間で9,705人、ゴールデンウィーク期間中では1,707人、名寄のサンピラーパークでは、昨年1年間で12万9,151人、ゴールデンウィーク期間中4,863人でした。剣淵の絵本の里は、昨年1年間で3万7,177人、ゴールデンウィーク期間中では2,519人でした。各施設とも近隣市町村から多くの親子連れが訪れていることがわかります。

牧野市長が掲げる子育て日本一の取り組みの一環として、親子で楽しむことができ、子供が伸び伸びと遠慮せずに遊ぶことのできるスペースを士別市にもつくることはできないのでしょうか。

今年計画される福祉センターやつくも水郷公園再整備計画、駅前再整備計画、来年計画する予定の子どもセンターなどの計画の中で、親子で楽しむことができる場所を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上で、私の一般質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 十河議員の御質問にお答えいたします。

私から親子が楽しめる場所についてお答えし、予防接種につきましては保健福祉部長から答弁いたします。

市民が休日等に親子で出かける屋内の遊戯施設として、他市町村の施設を利用されていることについては、さき子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査からも把握しており、本市にも同様の遊び場があればとの市民要望があることも認識しているところであります。

特に名寄市のサンピラーパークは、冬季はカーリングホール、夏季にはボールプール等の遊具や軽スポーツを楽しむことができる多目的ホールを中心に、多種多様な機能を備えた道立公園施設として、市内外から訪れる多くの親子連れに利用されている状況にあると認識しています。

そこで、つくも水郷公園や羊と雲の丘などの昨年1年間の入り込み数とゴールデンウィーク期間の入り込み数についてであります。

初めに、つくも水郷公園についてであります。ボート、ゴーカートなどの遊具施設、野球場、カーリングのスポーツ施設、青少年の家、サイクリングターミナルなどの宿泊施設を含めた昨年の利用者数は3万1,684人でした。このほか、パークゴルフ利用者や市内保育所や幼稚園による遠足等の利用もあることから、全体利用者数は相当数上回るものと考えています。また、本年のゴールデンウィーク期間中については、比較的天候にも恵まれたことから2,146人の利用があり、特にボート等、親子による遊具の利用や、芝生でお弁当を広げるといった家族連れでにぎわう光景が多く見られました。

羊と雲の丘エリアについては、新たな観光エージェントが入ったこと等により、昨年を上回る5万2,716人の利用があり、また、本年のゴールデンウィーク期間中においてもシーブドッグショー等の人気により5,096人の利用がありました。羊と雲の丘は当初整備から20年が経過し、施設の老朽化等により一体的な整備が必要なことから、市民による検討プロジェクトで検討が重ねられ、羊と雲の丘観光振興に関する中間報告を取りまとめたところです。

今後、これまで以上に親子や家族連れで楽しむことのできる施設とすることなどを盛り込んだ全体構想を取りまとめ、計画的な整備を進めてまいります。本年度につきましては、レストラン、売店のある羊飼いの家を中心に改修を行ってまいります。

このほか、公園等の屋外施設の特徴的なものとしては、昨年、児童公園の再整備を実施する中で、児童や保護者を初め地域自治会、商店振興会などからいただいた意見を反映し、再整備を行った丸武児童公園やあすなろ公園は、親子や地域での活用といった観点からも高い評価をいただいていることから、今後においても市民に親しまれる公園づくりを進めてまいります。

一方、室内における親子が楽しめる場としては、ゼロ歳から3歳児までを対象にした、つどいの広場きらやきらあさひで、また未就学児童については子育て支援センターゆらや市内各児童館において、おもちゃ遊びやボール遊びなどを親子で楽しんでいただいている状況にあります。

そこで、現在、市が計画している施設の中に、親子で遊ぶことのできるスペースをつくることはできないかとお尋ねですが、まず平成28年度オープンを目指している高齢者福祉センターについてであります。現在、市民会議の中で建設場所については中心市街地交流施設ぶらっとの南側に隣接させることとし、両施設を一体的に活用することで高齢者の生きがいつくりと社会参画、介護予防、市民相互の支え合いを実現する施設となるよう協議を進めているところであります。

昨今の高齢者世帯の増加や核家族化の影響で、地域における世代間のつながりが希薄化している中で、いま一度市民相互による支え合いや地域のつながりの大切さを見つめ直そうと、施設内には子供からお年寄りまでの世代を超えた多くの市民が交流できるスペースとして、まちなかサロンを設置することとしており、今後、その面積やどのような機能を持たせていくかなど、市民会議において検討を進めることとしています。

また、つくも水郷公園再整備については、庁内プロジェクトにより検討を進めてきましたが、

現在実施中の市民アンケートを集計、分析するとともに、水郷公園を会場にイベントを開催している団体等を初め多くの市民に参画いただき、ワークショップ形式による基本構想の策定に向けた準備を進めており、市民の声を反映することはもちろん、緑と水辺のある特色を生かし、親子で楽しめる公園機能も含め、市民に愛されるシンボリックな公園づくりを進めてまいります。

更に、次年度以降、計画づくりに着手する北地区の児童センターについては、児童館に通う子供たちやその保護者、更には北地区を中心とした子供たちの意見や、子ども委員会での協議を行う中で建設計画を進めていくこととなりますが、新センター建設に当たっては児童の放課後の居場所とあわせ、乳幼児を含む親子が遊びの場として利用できる設備等の整備や、楽しく交流できる施設としての機能を含め検討してまいりたいと考えています。

子育て日本一を目指す本市にとりましては、子供たちの健全な成長を育むためにも、親子で楽しめる場の必要性は十分認識しているところでありますので、まずは既存施設を多くの市民に利用していただけるよう、更なる充実を図るとともに、駅前再整備計画を含めた新規事業計画についても市民の皆さんの御意見を十分にお聞きする中で検討してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君）（登壇） 私から、予防接種についてお答えいたします。

初めに、子宮頸がんワクチンについてのお尋ねであります。

本市においては平成23年1月から、中学1年生から高校1年生までの女子を対象に子宮頸がんワクチン接種を実施しておりますが、十河議員お話しのとおり、平成25年6月に副反応の報告が相次いでなされたため、厚生労働省から6月14日付で積極的な接種勧奨をすべきではないとの勧告が出されたことから、勧告の内容を医療機関や未接種者及び未完了者の生徒の保護者へ個別に通知するとともに、広報、ホームページ等にも掲載し周知をしているところであります。

そこで、ワクチンの接種状況であります。勧告後に3回までのワクチン接種を完了した人数で申し上げますと、平成25年度は29名で、平成26年度については5月時点で接種した方はいない状況となっております。現時点で接種を全て完了した人数は445名となり、対象者総数の68.3%となっているところであります。現在のところ、副反応となる事案については報告はございませんが、接種後に不安を抱えている方もおられると存じますので、今後、接種済みの方に対する追跡調査を行い、副反応の有無や3回までの接種に至らなかった理由など、その状況を把握し、接種後の事後相談に努めてまいりたいと存じます。

次に、成人用肺炎球菌ワクチンについてのお尋ねでございます。

厚生労働省から示された死因別死亡統計によりますと、肺炎でなくなられる方は平成23年度は脳血管疾患を抜き3位となり、特に高齢者を中心に亡くなっている方が多く、また、本市における65歳以上の方で平成25年度にワクチン接種を受けられた方は、市立病院においては約420人となっております。他の医療機関を合わせますと、これを超える方が受けられているものと

考えております。こうした状況を踏まえ、ワクチン接種への助成については、定期接種化への国の動向を注視していたところではありますが、本年10月から予防接種法に基づく定期接種となりますことから、本市においても65歳以上の方への肺炎球菌予防接種に係る自己負担への助成や、同時期に定期接種化となる水痘の小児ワクチンの接種費用の助成について、対象年齢や自己負担について早急に検討し、対応してまいりたいと考えております。

次に、成人の風疹予防ワクチンの接種状況についてであります。

本市においては本年4月からワクチン接種の助成を開始し、現在6名の方が接種を受けております。市民への周知としては、広報やホームページ等への掲載を初め子宮がん検診無料クーポンのお知らせにあわせ、ワクチン接種の案内を同封するとともに、母子健康手帳発行時における配偶者への接種勧奨、更には新生児訪問の際、母親の風疹抗体価が低い場合にはワクチン接種をお勧めしているところであります。今後も生まれてくる赤ちゃんが先天性風疹症候群を持つことのないよう、さまざまな機会を捉え、接種勧奨に努めてまいります。

最後に、今後の予防接種制度についてのお尋ねであります。

まだ定期接種化されていないB型肝炎予防ワクチンやおたふく、ロタウイルスなど、各種の予防ワクチンには病気を未然に防ぐという効果がある一方、重症の副反応を伴う場合もあります。しかしながら、議員お話しのとおり、健康長寿日本一を目指す本市にとりまして、市民がいつまでも健康であり続けるためには病気の予防は重要なこととありますことから、今後、各種予防ワクチンの接種につきましては、保健所など関係機関との連携を密にする中で、その有効性や安全性をしっかりと見きわめながら、市民に対する正確な情報提供に努めるとともに、その必要性について検討してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 十河議員。

○11番（十河剛志君） 以上で終わります。

○副議長（谷口隆徳君） 16番 齊藤 昇議員。

○16番（齊藤 昇君）（登壇） 一般質問を行いたいと思います。

質問の第1番目は、憲法解釈にかかわる市長の御所見について、率直に市長の見解を承りたいと思うのであります。

安倍首相が私的諮問機関、安保法制懇からの報告書を受けて、集団的自衛権行使容認の憲法解釈変更を検討することを明らかにいたしました。政府は、今月22日までの今の国会の会期中に、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を閣議決定することを目指しているのであります。このことは、時の政権の判断で拡大解釈が可能となり、際限なく海外での武力行使に道を開くことになるものだと思うのであります。集団的自衛権の行使を認めれば海外での武力行使は憲法違反ではないということになります。また、多国籍軍への参加もそこから道が開かれてくる。集団的自衛権の行使も多国籍軍への参加も、ともにできるとなったら、憲法9条の意義がなくなるじゃありませんか。憲法9条が禁じる武力行使に踏み込む、日本の若者が海外

の戦場で血を流す、こういう事態は絶対に許されないと思うのであります。

集団的自衛権をめぐる議論は、これまでに立法府において積み重ねられてきており、これを無視して強引に解釈を変えようという試みは、立法府の立場からも決して許されるものではないと思うのであります。また、歴代内閣も、海外での武力行使である集団的自衛権の行使は、どんな条件をつけても憲法解釈の変更で認めることはできないという立場をとってきたのであります。解釈により改憲に踏み切れば、国民の自由や権利を守るために政府を縛る憲法と、立憲主義の否定につながっていくのではないのでしょうか。憲法9条が唱えてきた恒久平和主義にあっては、外交、防衛政策は軍事力によるのではなく、あくまでも平和的方法による国際的な安全保障の実現でなければならないと思うのであります。

集団的自衛権に関する憲法解釈の変更には断固反対するものであります。集団的自衛権行使容認の是非は、我が国のこれからの進路と大きくかかわってくるのであります。このような大問題について、政府与党間での議論、あるいは政党間での議論によるものではなく、国民全体が理解できるような十分な議論を踏まえることが必要だと思うのであります。

日本国憲法において極めて意義深く、世界に範を示すことができる憲法9条の精神を、これをこれからも継承していくために国民的な議論が必要であり、私もそのために多くの国民と団結して奮闘していく決意でもございます。

市民の命や暮らし、平和をしっかりと守っていく、その立場にある市長の考え方を、この際お聞きをしておきたいと思うのであります。明確な答弁を求めたいと思います。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 斉藤議員の御質問にお答えいたします。

集団的自衛権に関する憲法解釈の変更についてのお尋ねであります。

単にこのことの賛成反対につきましては、一地方自治体の首長としての見解を申し述べることについては差し控えたいと思います。

しかし、一般論として、もし我が国が海外での武力使用に道を開き、そのことにより国民の命を危険にさらすようなことになれば、国民として大変憂慮すべきものと考えます。また、今般の集団的自衛権をめぐる議論の中で、政府は従来から危惧をされている多国籍軍などへの後方支援活動に関し、他国の武力行使と一線を画すため4つの条件を示しましたが、その後、戦闘現場では支援しないことや、戦闘が始まれば活動を中止する、あるいは人道的な捜索や救難は例外とするなど、改めて3条件を提示しました。しかし、これらの見解は、自衛隊を派遣しない従来の戦闘地域であっても、いわゆる戦闘現場でなければ活動が可能と解することもでき、後方支援の範囲拡大も視野に入れることからしますと、現場に赴く自衛隊員の安全性が担保されない懸念や、活動範囲の明確な限定が果たして可能なのかということも指摘されています。

そこで、先月行われた共同通信社の世論調査によりますと、憲法改正によらず解釈変更による集団的自衛権の行使容認には反対との回答が半数を超えるなど、この問題には国民の理解が進んでいない実態もあります。そこで、憲法9条については、戦後、我が国が平和国家として

歩んできた象徴であり、世界の恒久平和を願うものとして最大限に尊重されるべきものと捉えています。我が国は恒久平和主義の理念のもと、主権国家として専守防衛に徹することで、世界平和の秩序維持に少なからず貢献しているのであり、今後においても国のあり方の根幹をなす平和憲法、とりわけ9条の精神を曲げることなく尊重し、世界平和の推進に寄与すべきと考えます。

また、政府は一昨日、17日、集団的自衛権を行使できるようにする閣議決定案を自民、公明両党に示し、両党は文言整理など具体的な協議を始めているようですが、憲法9条の解釈変更を内閣の一存で行うことは、閣議での決定事項が本来政治の独走を抑制するはずの憲法より上位に位置することになり、憲法の空洞化を招くことになりはしないか危惧するところでもあります。加えて、その議論についても当初は期限ありきではないとされていたところでもあります。年内に予定される日米防衛協力の指針、いわゆるガイドライン改定のときに合わせるため、遅くとも7月上旬までにはということ政府与党間での協議が進められているところでもあります。憲法の基本理念である平和主義にかかわる極めて重要な問題であるだけに、拙速にならず、丁寧かつ慎重な議論が不可欠であると考えているところでもあります。

一方で、国民の関心はその多くが景気や雇用などの経済政策、あるいは年金や少子化対策などの社会保障政策に向けられており、このような国民世論を踏まえて、将来に禍根を残すことのないよう、あらゆる角度から我が国の進むべき方向についての国民的議論が必要と考えています。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 齊藤議員。

○16番（齊藤 昇君）（登壇） 次に、市立病院の改革プランと安定した経営についてお尋ねをしたいと思えます。

国の医療制度改革や深刻な医師不足、それらに伴う収益の悪化など、病院を取り巻く環境がますます厳しくなっています。市立病院は市民に対してどのような医療を提供していくべきか、担っていく役割、経営面からどのように事業を実施していくべきかなどを伺いたいと思うのであります。特に市立病院に対する一般会計からの毎年の繰り出しの増大、これらをずっと続けていくと本当に一般会計そのものがもつのかどうか、財政的にも、そして病院経営のあり方についても真剣に考える必要があるのではないか、こう思うのであります。

その病院改革のプランについてでありますけれども、24年度までの実施率は89.8%とありますけれども、9割近い実施率と不良債務の解消の関係はどのように捉えているのでしょうか。経営の改善は図られたのか、まずは現計画の実績をどう評価されているのかお聞きをしたいと思うのであります。

現在の計画の終了に伴い次期プランを策定すると聞いておりますけれども、策定に際し、市が考える基本方針は何か、前回のプランと大きく変わる点は何なのか明らかにしていただきたいと思えます。

また、26年度までのプランとの策定手法の違いはあるのか。新プラン策定に当たり、医療関係者、市民、議会からの意見はどのように集約してプランに織り込むのか。今後の策定に向けたスケジュールはどのようになるのか。素案を提案する時期はどうか。これらに対してお聞きをしておく次第であります。

また、これまでの病院経営戦略会議を改め、病院運営改革会議を組織し、市全体で病院経営の改善に当たっていくということでもありますけれども、この会議の目指す方向、更には医師、看護師確保に向けた市立病院と市長部局との役割分担及び取り組み状況についてはどうなっているのかも明らかにしていただきたいと思います。

また、毎年10億円という繰り出しは市の財政運営にも非常に影響がある。今後の一般会計から病院事業会計への繰出金の見通しはどう予測しているのかも明らかにしていただきたいと思います。

病院経営の視点として収益の確保を図るということはもちろん重要であるけれども、目先の収入確保だけでなく病院の将来的なあり方を根本的に見直すことも必要ではないでしょうか。市立病院の体制の強化、再編に挑む市長の強い意志が望まれるわけでもありますけれども、これからの病院経営、多少の赤字は仕方ないにしても際限なく続く赤字、これらに真剣に取り組んでいく必要もあるのではないかということを、市長の決意もお聞きをして質問を終わります。

(降壇)

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在の病院改革プランは、地方自治体の財政悪化に加え、医師不足などにより、全国の多くの自治体病院の経営が悪化したことから、国は平成19年12月に公立病院改革ガイドラインを示す中で、全国の自治体病院全てに対して平成20年中の経営改革プランの策定を求めたところがあります。

そこで、市立病院では平成20年10月に、20年度から26年度の7カ年の期間で改革プランを策定し、経営の立て直しを目指してきたところでもあります。しかしながら、その後においても医師や看護師の退職が相次ぎ、厳しい経営が強いられたことから、不良債務を発生させないために一般会計からの繰出基準の見直しにより対応している状況にあります。

現在、改革プランの検証を行っておりますが、医師、看護師確保のための修学資金の貸し付けや、医師の負担軽減のため医療事務補助者の雇用、更には訪問看護、医療安全体制の充実、市民公開講座やホームページリニューアルを実施するなど、改革プラン項目の約9割に取り組んだところであります。ただ、病院経営改善において最大の割合を占める入院収益については、平成20年の循環器内科医、平成23年の呼吸器内科医の減少など、診療科目が減少したことや地域人口の減少から、一般病床における1日の平均の入院患者数が、平成20年度は144人であったものが25年度では110人となり、プラン策定時の患者目標数を大きく下回っており、このことが経営悪化の最大の要因と捉えているところであります。

次に、新たなプラン策定に当たっての基本的な考え方であります。

現在のプランは、国の主導のもと、一般会計からの繰出基準の見直し、負担の明確化など財政面でのルールづくり、経営改善に重点が置かれておりましたが、次のプランでは、安心して安全な医療の提供はもちろんのこと、今後の超高齢化社会の到来による地域医療のあり方を見据えた上で作成しなければならないものと考えております。

そこで、新たに策定するプランの中で想定している重要課題としては、1つ目として、今後高齢化に伴い増加が予想される慢性期患者への対応のため、一般内科医の確保や長期入院体制の整備。2つ目として、病院退院後の患者のフォローのため、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリなど在宅医療の充実。3つ目として、地域二次医療圏のセンター病院である名寄市立総合病院との一層の連携強化。4つ目として、土別地域医療圏の公立診療所、民間医療機関との連携強化。5つ目として、国が求める地域包括ケアシステムの中での市立病院の位置づけと介護施策との連携などが挙げられます。

更に、26年度診療報酬改定でも病院の機能分化や強化と連携が示され、急性期病院を減らす方向が強く打ち出されたところであり、2年後の改定におきましてもこの方向性が一層強まるものと予想されており、これを見据えたプランを作成しなければならないものであります。

また、今の改革プランと大きく変わるものとしたしましては、現在、国は各都道府県に対して地域の医療需要の将来推計や病床機能報告制度による医療情報等を活用し、二次医療圏ごとに各医療機能の必要量等を含む、地域の医療提供体制の目指すべき姿を示す地域医療ビジョンの策定を求めているほか、都道府県が各自治体病院の機能や病床数などに関与する権限を持つことも検討されておりますことから、この内容次第では次期改革プランはもとより、今後の病院のあり方そのものに大きく影響を受けるといった背景の中でのプランの策定となるものであります。

次に、新たな改革プランの策定に当たって、市民や議会などの意見集約方法であります。今後、患者の動向などの検討とともに、国の方向性などに注視しながら策定作業を進めてまいります。骨子ができた段階で、議会、振興審議会、病院運営審議委員会などに御意見をいただく中でプランをつくってまいりたいと考えております。

また、市民サービスの向上といった面では、市民の率直な意見もいただきたいと考えておりますことから、今年度立ち上げました患者サービス委員会などで実施するアンケートなどを活用するほか、看護師や医療技術者などの意見もプランに反映させた上で、年明けには市民の方に示してまいりたいと考えております。

次に、病院運営改革会議についてであります。

これまで病院運営の重要事項につきましては、委員長が主催する病院内部組織の経営戦略会議が中心となって市長部局と協議の上、決定してまいりましたが、今後の病院運営は本市最重要課題の一つであるとの考えから、本年1月に、市長が主催する病院運営改革会議を立ち上げたところであり、院長、副院長を初めとする病院職員のほか、総務部長、保健福祉部長、財政

課長が会議の構成員となっております。既にこの会議で医師報酬の見直し、看護師研究資金貸与制度の創設、療養病棟の再開などについて協議、決定したところでありますが、病院の重要課題の一つとなる新しい改革プランにつきましても、今後この会議が中心となって計画づくりを進めていくものであります。

また、医師、看護師の確保、更には上川北部医療機関における機能分担、連携強化、病診連携、介護施策との連携につきましても、まさに市長部局と病院とが一体となって取り組まなければならないものでありますことから、これらにつきましても今後は病院運営改革会議で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、一般会計からの繰り出しについてであります。

現在は、国の繰出基準に市独自の基準を設けた上で、なお収支不足分を繰り出しにより補填している状況であります。本市の今後の人口の推移や診療体制を考慮したとき、大幅な入院収益は見込めない状況にありますので、現状のままだと病院会計の収支均衡を図るためには、毎年多額の一般会計からの繰り入れが必要な状況が見込まれるわけではありますが、今後の市の財政状況や国の交付税財源の状況を考慮したとき、これまでのような繰り出しを続けることは不可能な状況にもありますことから、次の改革プランにおいては一般会計繰出基準の見直しにつきましても重要な検討課題であると考えております。

市民の安全・安心を守るためには、救急医療体制など不採算部門であっても一般会計で負担をしていかなければならない分野もございますが、診療部門ごとに市民が望む医療体制がどうあるべきかを常に検証し、見直していかなければならないものと考えております。

また、超高齢化社会を迎えるに当たって、今後は慢性期医療、回復期医療のほか、在宅医療の充実が病院経営における重要な柱となるものと考えており、こうした市民の医療需要動向をしっかりと推計するとともに、病院全体の適正な規模や病棟のあり方も含め検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 齊藤議員。

○16番（齊藤 昇君） 終わります。

○副議長（谷口隆徳君） これにて一般質問を終結いたします。

○副議長（谷口隆徳君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時24分散会）